

新羅円光法師伝再考—円光の生没年について—

福 士 慈 稔

一. はじめに

新羅の円光は、特異な「世俗の五戒」や王の要請による「乞師表」の作製などから、新羅の仏教受容初期の段階から国家仏教の段階へ移行するに重要な役割を担ったと認められている人物である。しかしながら、重要性が認められているに拘わらず、出自、生没年、及び中国への求法年に関しては、現存史料間の記載の混乱からか、定説があるとはいえない状況である。そこで、この小論では、当時の史料をかなり忠実に引用伝承していると考えられる『三国遺事』の記載を整理し、それに、『花郎世紀』の記載を合することで、円光の生没年に関して、新たな問題提示ができるか否か試みるものである。

二. 『三国遺事』に見られる円光の生没年

『三国遺事』の円光伝¹⁾は『統高僧伝』・『殊異伝』・『三国史記』の記事を順次に引用紹介することで構成されている²⁾。先ず、円光の生没年に関連する三国遺事所引『統高僧伝』(1)の記載は、

イ. 年二十五。乗舶造于金陵。有陳之世。

ロ. 開皇九年來遊帝宇。

ハ. 以彼建福五十八年少覺不怠。經于七日遺誠清切。瑞坐終于所住皇隆寺中。春秋九十有九。即唐貞觀四年也(宣云十四年)。

以上であり、二十五歳で新羅から金陵に向かい、589年(開皇九)に金陵から長安に遊学し、九十九歳で新羅にて没したとする。ここで、建福五十八年に没したとあるが、「建福」は真平王が584年に創始した年号である。真平王は632年(建福四十九)に没しており、634年からは善徳女王の創始する「仁平」年号となる。仮に、建福五十八年が存在するとして算すると、641年となる。『統高僧伝』では建福五十八年を唐年号の貞觀四年(630)に当たるとし、一然は割注で貞觀四年は貞觀十四年(640)の誤りとしている。しかし、実際のところ建福五十八年は貞觀十五年にあたり、一然の指摘と一年の誤差が生じている。取敢ず『統高僧伝』自体

の混乱と一然の指摘から、円光の没年を、唐の貞観四年（630）、一然が訂正した貞観十四年（640）、建福五十八年（641）に分け、春秋九十有九と年二十五出国とで生没年と出国年を纏めると、以下のように三説存することとなる。

生年	求法年	没年
1. 532年	556年	630年（統高僧伝貞観四年没説）
2. 542年	566年	640年（一然貞観十四年訂正説）
3. 543年	567年	641年（統高僧伝建福五十八年没説）

次に、三国遺事所引『殊異伝』(2)に見られる記載は、

イ. 年三十歳思静居修道。独居三岐山。後四年有一比丘来。所居不遠。別作蘭若。居二年。

ロ. 法師依其言帰中国。留十一年。博通三藏。兼学儒術。真平王二十二年庚申（三国史云。明年辛酉来）。師将理策東還。乃随中国。朝职使還国。

ハ. 享年八十四入寂。葬明活城西。

以上である。三十歳の時に三岐山に行き、6年後の589年頃に三十六歳で求法に赴き、十一年間留まり、四十七歳で600年に帰国したとされ、享年八十四歳という記載を合わせると没年は637年、算すると生年は554年ということとなる。

次に三国遺事所引『三国史記』(3)では、円光の生没年及び求法の出国・帰国に関する直接的な記載はないが、円光から世俗の五戒を受けた貴山と箒項が、『三国史記』真平王二十四年条によると602年8月に戦死したとされ³⁾、円光600年帰国説を支持する記載となっている。また『三国遺事』に引用されていない『三国史記』新羅本紀の記載を合すると⁴⁾、

イ. 十一年春三月。円光法師入陳求法。

ロ. 二十二年。高僧円光随朝聘使奈麻諸文、大舎横川還。

ハ. 三十五年。秋七月。隋使王世儀至皇竜寺。設百高座。遂円光等法師説経。

求法のための出国を真平王十一年（589）、帰国を真平王二十二年（600）とし、生没年の確認は出来ないが、真平王三十五年（613）の皇竜寺の百高座に列席していることから、少なくとも真平王三十五年の段階で円光の健在が知られる記載となっている。

次に『三国遺事』中の一然説(4)であるが、一然は全ての史料を列挙しているものの彼自身は、それら史料に対する明確なる断を下しておらず、ただ単に「年八十余。卒於貞観間」とし、円光が八十余歳にして貞観年（627-49）の間に没したことを記しているにすぎない。従って生没及び求法年に関しては曖昧なる記載と

なっている。

ともかくも、ここで諸史料の記載を纏めると以下の如くなる。

生年	出国年	帰国年	没年	
532年	556年	不明	630年	} (1)
542年	566年	不明	640年	
543年	567年	不明	641年	
554年	589年	600年	637年	(2)
不明	589年	600年	不明	(3)
538-68年	不明	不明	627-49年	(4)

つまり、(2)(3)の『殊異伝』・『三国史記』系統と、(1)の『統高僧伝』系統に区別することができ、(4)の一然説は、単に折衷案としての提案であることが明確となる。ここで、出国589年、帰国600年を中心とする半島史料と、出国を556年または567年とする中国史料とでは、生没年を含めて年代的に大きな隔たりがあり、一然の「二人の如し」という言⁹⁾にも稽首させられもする。

三. 『花郎世紀』に見られる円光伝

『花郎世紀』から円光に関する記載を見ていくと、現存史料では円光の出自が不明瞭であったのであるが、『花郎世紀』により円光の父が二花郎、母が淑明ということが判明する⁹⁾。そして、円光の父である二花郎は、548年に十二歳で風月主毛郎の副弟となっていることから、生年は537年と考えられる⁷⁾。また、『花郎世紀』には、只召の娘であり当時真興王の皇后であった淑明と二花郎との駆け落ちが記されている。淑明が真興王との間に肅太子を設けることによって皇后となり、それによって真興王妃思道は真興王との間の銅輪を太子にすることができなかったのであるが、淑明が二花郎との子を懐妊し出奔したことにより肅太子の出自が疑われて銅輪が太子となることができた、とする記事である⁹⁾。その二花郎と淑明の駆け落ちの記載は『三国史記』には見られないものである。しかし、銅輪の立太子に関しては、『三国史記』新羅本紀真興王条に「二十七年春二月。祇園實際二寺成。立王子銅輪為王太子。遣便於陳。貢方物。皇龍寺畢功」として、真興王二十七年(566)のこととされる。つまり駆け落ちの年が不明である『花郎世紀』に『三国史記』の記載を合することによって、二花郎と淑明の駆け落ちが、二花郎が風月主を譲立した後の566年となるのである。ただ、銅輪の立太子が566年2月以降であることは明らかであるが、銅輪立太子の月日、及び立太子後の陳

への朝貢が中国史料にも記されていないため、使を遣わした月日が確定できず、懷妊と出産を566年に比定することの妥当性が問題となり、567年の可能性も若干残るのである。しかし、ここで注目すべきは『統高僧伝』による円光出国を566・567年とする記載である。これは正に『花郎世紀』による円光の生年と一致し、早計ではあるが、中国史料が円光の生年と出国年とを取り違えた結果の記載とする可能性も考えられる。特に、円光の生年を566年とし、589年の出国とするならば、『統高僧伝』のいうところの出国二十五歳と一致し、生年566年、及び567年の中での566年の可能性が高く浮かび上がるものである。

次に、『花郎世紀』では585年から588年頃まで新羅にいたことが知られ⁹⁾、現存史料の出国589年、帰国600年という年立てを肯定している感があるも、没年に関する記載を見出すことは出来ない。没年に関しては、現存史料中、『統高僧伝』の「春秋九十有九」と『殊異伝』の「享年八十四」という二説あるのであるが、『統高僧伝』の「春秋九十有九」という僧伝に屢々見られる長寿を示す常套句に対して『殊異伝』の享年八十四年という確定年こそ注意すべき年立てと考えられる。その享年に注目し、新たな生年566年とて算すると、円光の没年649年となり、一然説でいうところの「年八十余。卒於貞観間（627-49）」とも一致する。ただ、『殊異伝』の生年が、如何なる理由で554年として、『花郎世紀』の記載と異なるのか、ということが問題となるが、『花郎世紀』の記載を真とするならば、『殊異伝』が円光の帰国時の年齢である三十六歳を、出国時の年齢にあてた結果の混乱と考えることも出来よう。

四．結語

今後の課題も多々あるが、以上のように諸史料と『花郎世紀』の記載を検討することにより、円光の生年566年、出国589年、帰国600年、没年は649年と推定することが可能となり、諸史料の様々な年立てが、全てが意味無く記されたものではなく、円光の節々の年齢を取り違えた結果であるということが、ある程度説明出来るものではないかと考えるものである。紙幅の関係上、概略を述べたにすぎないが、詳細は後日別紙（大韓伝統仏教研究院編『羅・唐仏教の再証明』）にて発表する予定である。

〈キーワード〉 円光、三国遺事、花郎世紀

（東方研究会専任研究員）